

生活保護のしおり

——かならず およみください——

防府市福祉事務所

生活支援課

〒747-8501 防府市寿町7番1号

電話 25-2289

令和8年4月改訂

も く じ

- 1 生活保護とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ページ
- 2 生活保護を受けるうえで・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ページ
- 3 保護が決まるまで・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ページ
- 4 保護の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4ページ
- 5 保護の開始が決定したら・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ページ
 - ◇ 生活保護の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ページ
 - ◇ 病院で診察を受けるとき・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ページ
 - ◇ 権利として保障されること・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ページ
 - ◇ 義務として守ってもらうこと・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ページ
 - ◇ してはいけないこと・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8ページ
 - ◇ 保護の停止・廃止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8ページ
- 6 保護費の返還・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ページ
- 7 保護の決定に不服のあるとき・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ページ
- 8 保護受給中に減額・免除されるもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ページ
- 9 保護費の受け取りは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10ページ
- 10 民生委員と地区担当員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11ページ

1 生活保護とは

私たちの一生の間には、様々な事情で生活に困ってしまうことがあります。

生活保護は、このように困っている方に対して、経済的な援助を行いながら生活を保障し、その自立を助ける国民の生存権を保障する国の制度です。

生活保護法

(保護の目的)

第1条 この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

◇ 自立の概念

- ※ 経済的自立・・・就労による経済的自立等
- ※ 日常生活自立・・・身体や精神の健康を回復・維持し、自分で自分の健康・生活管理を行うなど、日常生活において自立した生活を送ること
- ※ 社会生活自立・・・社会的なつながりを回復・維持し、地域社会の一員として充実した生活を送ること

日本国憲法

第25条 すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 生活保護を受けるうえで

- (1) 働くことができる人は、能力に応じて働いてください。
- (2) 不動産や預金、生命保険などは、生活のために活用してください。
 - ※要保護世帯向け長期生活支援資金（リバースモーゲージ）の活用
 - 一定額以上の不動産を有する要保護高齢者世帯について、所有不動産を担保とした貸付制度を、生活保護より優先して利用していただくことがあります。
- (3) ほかの法律で利用できるものは、すべて受けてください。

(たとえば、国民年金、厚生年金、健康保険、雇用保険、労災保険、傷病手当金、児童扶養手当、児童手当など)

(4) 仕送りなどの援助について親・子ども・兄弟などと話し合ってください。

生活保護法

(保護の補足性)

第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

② 民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

③ 前2項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。

3 保護が決まるまで

相談…………生活に困って保護のことをお聞きになりたい方は、民生委員・福祉事務所にご相談ください。

申請…………福祉事務所で保護申請に必要な書類を受け取って必要事項を記入し提出してください。

調査…………申請があると、福祉事務所の地区担当員があなたの家庭などを訪問して、生活に困っておられる状況や保護の要件が満たされているかどうか調査します。

決定…………調査にもとづき、国が定めた基準をもとに計算したあなたの世帯の最低生活費と収入とを比べて、保護が必要かどうか決定します。

※ 詳しくは、4ページで説明します

通知…………**保護が受けられる場合**…………あなたに保護開始決定通知書を交付します。

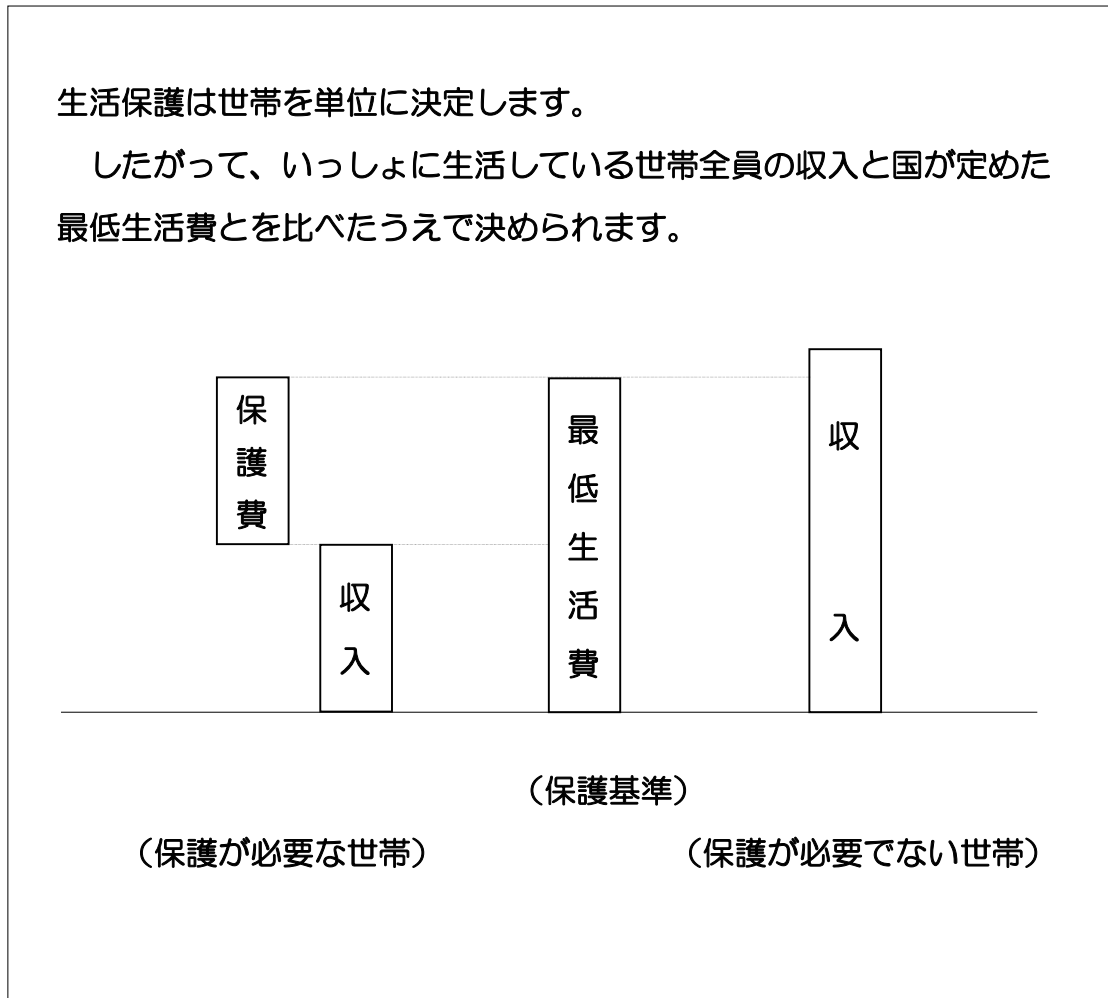
通知…………**保護が受けられない場合**…………あなたに保護却下決定通知書を交付します。

保護が受けられるかどうかは、原則として14日以内（調査などに時間がかかる場合は30日以内）に決定します。

4 保護の決定

生活保護は世帯を単位に決定します。

したがって、いっしょに生活している世帯全員の収入と国が定めた最低生活費とを比べたうえで決められます。



(1) 最低生活費とは、世帯員の食費・衣類などの生活費、家賃などの住宅費、義務教育に必要な教育費、医療費をあわせたものです。

(2) 収入とは、あなたの世帯のすべての収入をいいます。

- ① 働いて得た収入（給料、内職収入、農業収入など）
- ② 年金、手当での収入
- ③ 仕送りや、資産を売ったり貸したりして得た収入

このうち働いて得た収入については、必要な経費などについて一定の額を控除したうえで、最低生活費と比べることになります。

5 保護の開始が決定したら

◇ 生活保護の種類

生活保護においては、それぞれの世帯の状況に応じて、次の8つの扶助のうち必要なものが受けられます。

①生活扶助

毎日の生活に必要な食費や光熱水費、被服費などの費用

②住宅扶助

家賃や地代、住宅を補修するために必要な費用

③教育扶助

義務教育（小・中学校）を受けるために必要な費用

④介護扶助

介護保険法にいう要介護者・要支援者が介護サービスを利用するために必要な費用

⑤医療扶助

病気やけがをした場合に、病院を受診するためなどに必要な費用

⑥出産扶助

出産を行うために必要な費用

⑦生業扶助

高等学校への就学費用、就職に必要な技術・資格を修得するために必要な費用

⑧葬祭扶助

葬儀を行うために必要な費用

◇ 病院で診療を受けるとき

(1) 病気やけがをしたときは、指定した医療機関（生活保護の指定医）で診療を受けることができます。

医療機関を受診するときは、事前に福祉事務所に電話等で受診する旨を連絡してください。受診の際は、生活保護受給者証、マイナンバーカードを持参するとともに、お薬手帳をお持ちの方は必ず提示してください。

- (2) 夜間や休日に急病で病院を受診した場合は、後日、必ず福祉事務所に届け出てください。
- (3) 同じ病気で2つ以上の病院にかかることのないようにしてください。
また、自分勝手に治療を中断したり、転院したりしないでください。
- (4) 入院・退院した場合は必ず福祉事務所に連絡してください。

※ 注意

- ① 本人支払額がある場合は、その金額を病院に支払ってください。
- ② 勤め先の健康保険証などは、これまでどおり使用できますので、診療を受けるときは病院の窓口に出してください。
- ③ 保護が開始になると、国民健康保険証は使用できませんので、必ず市役所（保険年金課）に返してください。
- ④ 通院時にかかる移送費は個別に内容を審査し、療養に必要な最小限度の日数に限り、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段によって給付できる可能性があります。

◇ 権利として保障されること

- (1) 正当な理由なく、保護費を減らされたり、保護を受けられなくなることはありません。
- (2) 保護費など生活保護により支給されたものには、税金をかけられたり、差し押さえられることはありません。

◇ 義務として守ってもらうこと

- (1) 保護を受ける権利は、他人に譲ることはできません。
- (2) 病気の方は、一日も早く治るよう治療に専念してください。
- (3) 働くことのできる人は、能力に応じて働いてください。
- (4) むだな支出はさけて、生活の維持向上に努めてください。
- (5) 次のような場合は、必ず届出をしてください。
 - ① 家族が増えたとき、減ったとき。
 - ② 働くようになったとき、働けなくなったとき、または仕事をかわったとき。
 - ③ 収入が増えたとき、減ったとき。
 - ④ 入院したとき、退院したとき。
 - ⑤ 現在住んでいる家をかわろうとするとき。
 - ⑥ 家賃、間代、地代が変わるとき。
 - ⑦ 勤め先の健康保険が使えるようになったとき。
 - ⑧ 年金や手当てを受けるようになったとき。
 - ⑨ そのほか、家庭にかわったことがあったとき。

(6) 指導指示について

あなたの生活の維持、向上とその他の目的達成のため、指導や指示をすることがありますので、そのときは従ってください。

◇ してはいけないこと

- (1) 事実と違った申請をしたり、収入の申告をしないなど、不正な方法で保護を受けてはいけません。

このような場合には、不正受給として、受けた保護費（医療費を含む）を徴収され、さらに法律により処罰されることがあります。

- (2) 自動車の保有、使用は原則として認められません。また、他人名義の自動車の使用も認められません。ただし、障害ある方の通勤、通院等に必要な場合には自動車の保有が認められることがあります。また総排気量125cc以下のオートバイ・原動機付自転車についても事情によっては保有が認められることがあります。

※交通事故を起こした場合、自己の責任で解決していただくこととなります。

◇ 保護の停止・廃止

次のようなときには、保護が受けられないことがあります。

- (1) 指導や指示に従わないとき。
- (2) 必要な調査を、正当な理由なく拒んだとき。

6 保護費の返還

さしせまった事情のため、資力があるにもかかわらず保護を受けた場合、または、いろいろな事情により保護費の払い過ぎが生じた場合には、すでに支給された保護費（医療費を含む）を返していただきます。

たとえば、

- ① 保有を認められない資産を売却したとき。
- ② 生命保険の解約返戻金や保険金（満期・特約）を受け取ったとき。
- ③ 各種の年金、手当を遡って受け取ったとき。
- ④ 交通事故などの示談金・補償金等を受け取ったとき。

などです。

7 保護の決定に不服のあるとき

福祉事務所のおこなった保護の申請の却下、保護の変更、停止、または廃止などの決定に疑問があるときは、福祉事務所に直接説明を求めてください。

決定に不服があるときは、決定があったことを知った日の翌日からかぞえて3か月以内に山口県知事に対し、不服の申し立て（審査請求）をすることができます。

8 保護受給中に減額・免除されるもの

- 国民年金の保険料
- 高等学校の授業料
- 保育園の保育料
- NHKの受信料
- 固定資産税
- 市・県民税

手続きについては、福祉事務所にお尋ねください。

9 保護費の受け取りは

保護費は、原則として毎月5日（休日にあたるときは、その前の日）に月額を福祉事務所で受け取っていただきます。（支払い時間は、午前9時から午後3時まで）

なお、口座振込の方は、毎月5日に口座に振り込まれます。

10 民生委員と地区担当員

◇ 民生委員

民生委員は、福祉事務所と保護を受ける人とのパイプ役です。

生活に困ったことや悩み事を持つ方々のよき相談相手として、必要な援助や助言を行っています。

秘密を守りますので安心して相談してください。

◇ 地区担当員（ケースワーカー）

福祉事務所の地区担当員は、家庭訪問などをして生活状況を聞いたり、保護の決定に必要な調査を行ったり、ふたたび自分たちの力で生活できるよう助言や指導を行います。

なお、家庭訪問したときに、あなたが不在の場合は、不在票を置くことがあります。不在票に書かれていることは必ず守ってください。

秘密は守りますので、何か困ったことや、わからないことがありましたら相談してください。